

鹿児島県伊佐市「地域おこし協力隊」募集要項

伊佐市は、鹿児島県北部の熊本、宮崎との三県境に位置し、古くから薩摩の要衝とされてきました。なだらかな盆地の八方から流れ込む良質な水が、伊佐の冠をもつ米や焼酎を育み、各集落には「稲作文化」と「焼酎文化」が色濃く残り、豊かな里山の原風景を感じることができます。

また、日本最古の「焼酎」の文字が現存しており、鹿児島の中でも焼酎に対する愛着はより深く、市のキャッチフレーズにも組み込まれています。

そのほか、日本一の金山（操業中）や桜の名所百選、滝幅日本一（210m）、日本一の江戸彼岸桜、美しい星空など誇れる地域資源も多くあります。

しかし、過疎・高齢化が進むなかで、地域活性化や集落の機能維持などにおいても人材不足は否めず、また豊かな地域資源もフルに有効活用されていないのが実情です。

そのため伊佐市では、「低密度での魅力的な居住空間づくり」のために、多様な人材を受け入れ、「起業・多業」や「人材誘致」をキーワードに、新たな地域のシステムの創造を目指すこととしています。

そこで、四季を味わえる平穏な環境のもと、豊かな地域資源を活かし、伊佐の普遍的な価値を磨き・高める地域活性化のために、移住者目線で伊佐市民と協働しながら、積極的に地域づくりに取り組んでいただける方を募集します。

1 募集する隊員の業種

(1) 主たる業務（①～③のいずれか）

※ 各業務内容は、隊員のスキルや経験に応じて、市と隊員との定期的な話し合いにより、弾力的に取り扱いたいと考えています。

① 地域コミュニティ再生の支援業務【若干名】

<ミッション>

地域コミュニティでは、伝統的な行事や風土に根差した暮らしを集落単位で「結」の精神により受け継いできました。しかし、少子化と過疎化による人口減少と、4割を超える高齢化もあいまって、地域活力や集落機能にも影響が生じ、失われてゆくものが増えてきています。

暮らしのなかで大切なものをどのようにして受け継いでいくか、日常生活サービス機能をどのように確保するのかなど、創意工夫による新たな仕組みでの地域づくりが必要となっています。

そこで、移住者の視点や持ち前のスキルを活かしながら、地域課題の整理や解決に向けた取り組みのために、学生などの若者を巻き込みながら、住民とともに考え、地域住民が主体となった持続可能な地域づくりを支援してくださる人をお待ちしております。

〈スキル：ファシリテーター、環境デザイナー、プランナー、コミュニケーション能力など〉

② 工芸ものづくりの活動業務【若干名】

<ミッション>

日本一の星空や里山の原風景の残るまち。文豪や画家、漫画家、俳優、落語家、デザイナーなどを輩出し、また工芸作家や芸術家が自ら移住されていることから、ものづくりに適した“何か”がこの土地には宿っているはず。

「用の美」としての工芸ものづくりにより、地域における文化力の向上と手仕事の価値の発信のために、伊佐市では工芸ものづくりの若手作家を積極的に誘致します。

廃校舎や空き家などをアトリエとして活用し、ご自身の作品づくりを進めていく中で、体験活動や特産品開発などを通じて地域に貢献して下さる人をお待ちしております。

〈一定の修業期間を終えた民衆的工芸作家（陶磁器、木工、染織物、竹・蔦等の編組品、郷土玩具、絵画など）〉

③ 野草・薬草の研究・普及活動業務【若干名】

<ミッション>

昔から口伝えで体得してきた野草・薬草の活用は、地域の食の風習や自己の健康維持に用いられ日々の暮らしに密着していましたが、時代の波と共に徐々に薄れつつあります。

とある専門家から南九州は気候的に生命力の強い土地だとお聞きしましたが、夏場の草刈りの頻度からもそれを実感するところです。

このような土地にある多様な野草・薬草を有効に活用しない手はなく、健康長寿の手助けとして、また地域の食文化の継承も含めて地域づくりに役立てようとする動きが始動しています。

野草・薬草に関心が深く、調査研究をしながら普及活動に取り組んでくださる人をお待ちしております。また、地域連携 DMO の薬草プロジェクトの支援にも関わっていただきます。

〈一定程度の薬草の知識をお持ちの人〉

(2) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等との協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合は、その準備作業も対象とします。

<例えば…>

- 集落に伝わる郷土芸能の盛上げに協力したい
- 地域イベントの盛上げに協力したい
- 集落のよろずやの仕組みづくりを一役買いたい
- 地域におけるデザイン力の底上げをしたい

など、自由に興味を持ったことを企画してください。

2 募集人数

募集する人数は、「1 募集する隊員の業種」に記載する人数を目安とします。

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（平成31年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
- (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
- (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel、PowerPoint等の操作やSNS活用等）
- (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

（※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

（※3）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として17日とします。
- (2) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとします。なお、12時から13時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の非常勤嘱託職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。（4月1日以後に委嘱した場合は委嘱した月から1年間）。ただし、1年ごとに更新し最長3年まで延長することができます。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 待遇・福利厚生

- (1) 月額 166,000 円を支給します。(社会保険料等自己負担分を含む、賞与・時間外等の手当はなし)
- (2) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (3) 公務災害補償の適用を受けます。
- (4) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。(生活必需品や光熱水費等は自己負担)
※ ただし、家賃月額が 5 万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (5) パソコン等は伊佐市が用意します。(私生活では使用できません)
- (6) 引越しにかかる費用は自己負担とします。

8 応募手続き

- (1) 応募期間 平成 30 年 12 月 1 日 (土) から平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで (必着)
※ 順次、選考を行っていくことから、締切前であっても採用枠が無い場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。
※ 応募用紙等はお返しいたしません。

9 選考方法

- (1) 第 1 次選考 (書類審査)
書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。
注) 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 第 2 次選考 (面接)
 - ① 第 1 次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせいたします。
◇ 面接は伊佐市での開催を予定しています。
※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。
 - ② 選考結果 (最終) は、第 2 次選考受験者全員に文書で通知いたします。
※ 選考結果通知書 (採用内定通知書) は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

10 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

担当 : 吉加江 光洋 / 小倉 史郎 / 河野 英二

電話 : 0995-23-1311 FAX : 0995-22-5344

E-mail : seisaku@city.isa.lg.jp